

## 不利益処分に係る処分基準

処 分 名	統括防災管理者を定めるべき旨の命令		
根拠法令名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	(条項) 第 3 6 条第 1 項 (第 8 条の 2 第 5 項準用)	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p><b>【処分基準】</b>                  未設定</p> <p>※ 根拠条項（消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 第 5 項）の規定上明らかであるため。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No. 2 8